

## 令和6年度 新居浜市母子保健連絡協議会 議事録

日 時 令和6年7月31日(水) 13:30～14:25  
 場 所 新居浜市保健センター  
 出席者 委員 小西・江盛・中村・近藤・森・川井・中川  
 山中・阿部・藤田・須藤・真鍋  
 事務局 久枝・佐々木・沢田・寺尾・佐崎・横川  
 池田・伊藤み・岡田み・福田  
 傍聴者 1名

| 発言者  | 内 容   |
|------|---|
| 事務局  | <p>ただいまから、令和6年度新居浜市母子保健連絡協議会を開催いたします。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>この会は、新居浜市審議会等の公開に関する要綱に基づき、傍聴席を設けております。本日の傍聴者は1名です。</p> <p>それでは、お手元の会次第に沿って進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>開催に先立ちまして、福祉部長がご挨拶申し上げます。</p> |
| 久枝部長 | ～挨拶～  |
| 事務局  | <p>新居浜市母子保健連絡協議会委員は2年の任期で、今年度は任期の2年目となっておりますが、本日が最初の会となっておりますので、委員の皆様は、名簿の順に自己紹介をお願いいたします。</p> <p>～委員の自己紹介～</p>   |
| 事務局  | <p>ありがとうございました。続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。</p> <p>～事務局職員自己紹介～</p> <p>昨年度の協議会は書面開催であり、会長・副会長を選出しておりませんでしたので、母子保健連絡協議会設置要綱第5条に基づきまして、会長・副会長の選出をお願いいたします。委員の互選ということになっておりますが、どなたかご意見はございませんか。</p>                          |
| 須藤委員 | 事務局案はないのですか。  |
| 事務局  | 事務局では、会長を小西委員に、副会長を江盛委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。   |
| 委員   | 異議なし。(一同拍手)   |

| 発言者  | 内 容  |
|------|--|
| 事務局  | <p>会長は小西委員に、副会長は江盛委員に決定いたしました。</p> <p>新居浜市母子保健連絡協議会設置要綱第5条2項に基づき、ここからの議事進行を小西会長にお願いいたします。</p>  |
| 小西会長 | <p>先ほど、新居浜市の合計特殊出生率が1.60というお話しがありましたが、東京都では1.0を下回ったとニュースになっていました。私にできることがあれば、頑張っていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。</p> <p>それでは会次第に沿って協議を進めて参ります。</p> <p>「議題（1）令和6年度母子保健事業計画及び令和5年度実績について」から、「議題（4）妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施（出産・子育て応援給付金）について」まで事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局  | <p>（議題1 令和6年度母子保健事業計画及び令和5年度実績について 説明）</p> <p>（議題2 妊娠前検査費助成及び特定不妊治療（先進医療）費助成費助成事業について 説明）</p> <p>（議題3 多胎妊娠の妊婦健康診査支援について 説明）</p> <p>（議題4 妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施（出産・子育て応援給付金）について 説明）</p>   |
| 小西会長 | <p>ありがとうございます。ただいまの議題（1）から（4）に関して、何かご質問やご意見等はございますか。</p>   |
| 中村委員 | <p>議題4の伴走型相談支援について、「妊娠8ヶ月頃に面談の案内とアンケートを郵送し、希望者に対し面談を行う。」とされていますが、面談の実施件数と、アンケートの回収率はどのくらいでしょうか。</p>  |
| 事務局  | <p>令和5年度は8ヶ月アンケート後の面談を22人に実施しています。アンケートの回収率ですが、688人に郵送し474人から返送があり、68.9%となっております。</p> <p>また、アンケートの返送の有無にかかわらず、全ての妊婦に対し、妊娠後期にも必ず1回は電話面接を行い、体調や心配事の有無を把握するようにしております。</p>   |
| 小西会長 | <p>他に何かございますか。なければ、次に「議題（5）産後ケア事業の取組について」、事務局から説明をお願いします。</p>  |
| 事務局  | <p>（議題5 産後ケア事業の取組について 説明）</p>  |
| 小西会長 | <p>この議題に関して、何かご質問ありますでしょうか。</p> <p>私の方からよろしいでしょうか。産後ケア事業の受け入れに関して、ここにクリニックでは生後1ヶ月未満の制限を設けていますが、助産所やゆりかごファミリークリニックなど委託医療機関が増えている現状であっても、やはり生後4ヶ月以降1歳未満のお子さんを受け入れる医療機関は不足しているのでしょうか。</p>   |

| 発言者  | 内 容  |
|------|--|
| 事務局  | <p>資料の4ページ目の通り、現在10医療機関と委託契約を結んでおりますが、宿泊型で生後4ヶ月以降1歳未満のお子さんの受け入れ実績のある医療機関は、ゆりかごファミリークリニックのみです。そのため、数ヶ月先まで予約が取れないこともあります。生後4ヶ月以降1歳未満のお子さんが宿泊型を利用する場合、現時点ですと、最短で9月中旬以降にならなければ予約がとれません。</p> <p>お子さんの月齢が進んでくると、産婦人科では受け入れが難しいという現状があり、これは新居浜市だけではなく、県内、それから全国的な課題になっているところであります。</p>  |
| 小西会長 | <p>大変なことと思います。</p> <p>その他何かご意見ございませんでしょうか。</p> <p>次に、各機関の取り組みなど、共有していきたいことがございましたら、ご発言お願いします。</p>  |
| 須藤委員 | <p>こども未来課、須藤と申します。</p> <p>今年度設置されました、こども家庭センターについて少しご説明させていただきます。お手元にお配りしております、「こども家庭センターについて」という、資料をご覧ください。</p> <p>まずこども家庭センターの位置付けについてご説明します。令和4年の改正児童福祉法により、令和6年4月から市町村において、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもの包括的な相談支援を行う、こども家庭センターの設置に努めることとされ、こども家庭センターには、センター長及び統括支援員を置くこととされました。子育ての悩み、不安、負担に対応するための新たな恒久的サービスを、新設こども子育て交付金の対象事業として位置付けされました。当市では、令和6年4月福祉部こども局こども未来課内と保健センター内に設置しました。</p> <p>次に、目的です。ここにあります表は、令和5年度までの保健センターにありました、子育て世代包括支援センターと義務ではないものの、設置を推奨されていたこども家庭総合支援拠点の内容を比較、まとめたものです。こども家庭総合支援拠点は設置していなかったものの、近づけるべく、旧子育て支援課で業務を行っていました。基本的に異なるのは、母子保健法に則って行うものか、児童福祉法に則って行うものかということです。この母子保健と児童福祉の機能を一体化し、両機能が一体的に相談支援等を行う機関が、こども家庭センターです。対象は、妊産婦、子育て世帯、0歳から18歳のこどもです。母子保健と児童福祉の両機能の連携、協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対して切れ目なく、漏れなく対応することを目指しています。</p> <p>次に、役割についてご説明します。資料裏面をご覧ください。この表は、こども家庭センターの組織図となります。センター長は、こども未来課長が務めております。その下に、保健師である統括支援員の副センター長がおります。その下で、相談支援係が実務に当たります。必要に応じて対応できるように、様々な資格職のいる保健センターと、男女参画市民相談課の女性相談支援員にこども家庭センターとの兼務発令をしています。保健センター内には、母子保健担当の保健師、看護師がいます。その右に三つの表がありますが、こちらがこども未来課の職員です。相談者との信頼関係</p> |

| 発言者  | 内 容  |
|------|--|
| 小西会長 | <p>を築き、一貫した支援ができるよう、チームで分けています。上部地区担当チームは、児童福祉士、保育士が担当しています。川西川東地区担当チームは、社会福祉士、保育士が担当しています。また、妊婦、乳幼児の担当として、社会福祉士と保育士の両方の資格を取得している者と、看護師、利用者支援員を配置しています。また、センター副所長と相談支援係のうち2名は、要保護児童対策調整機関の調整担当者研修を受講しています。</p> <p>活動内容は、次のようになります。周知啓発活動として、関係機関に対象家庭向けチラシの配布を依頼しています。皆様のお手元にありますチラシを4月に配布させていただきました。また、市のホームページや市政だよりにも掲載し、周知を図るようにしました。関係機関との連絡会議としては、保健センター、児童相談所との合同支援会議、個別のケース会議、要保護児童対策地域協議会代表者会及び実務者会などを定期的に行っています。また、学校、保育園、幼稚園への訪問や、スクールソーシャルワーカー、権利擁護関係、病院、社会福祉協議会と連携しています。相談体制については、多様な相談に対応するべく、充実を図っています。妊娠、子育て家庭助成、ひとり親家庭の貸付給付を含めた相談など、基本的には、何でも受け付けます。内容に応じて適切な専門機関へつなぐようにしています。学校訪問、保育園、幼稚園訪問等を行う中で、要保護児童対策地域協議会登録ケース以外にも困難を抱える家庭を把握し、必要な支援につなげるよう連携を図ります。サポートプランを作成し、長期的に相談者とともに、目標を持って取り組んでいけるように支援していきます。</p> <p>以上が、家庭センターについての説明になります。出発したばかりで、まだまだこれからという状態ではあります。この場にいらっしゃる皆様からのご指導も賜りながら、充実させていければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。</p> <p>ありがとうございます。その他、何かありますでしょうか。</p> <p>以上をもちまして、本日の新居浜市母子保健連絡協議会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。</p> |